

問題 1

登記記録に次のような登記事項の記録がある甲土地について、平成30年3月25日及び同年9月27日に、司法書士法務太郎は、関係当事者全員から後記事実関係を聴取し、これらの事実関係により生ずる権利関係に基づく登記の申請手続に必要な全ての書類を受領するとともに、これらの登記の申請手続について代理することの依頼を受けた。司法書士法務太郎は平成30年3月26日及び同年9月28日に、事実関係の事実に基づく登記の申請を行った。これらの登記の申請情報のうち、不動産の所在事項、代理人の表示、申請年月日及び登記所の表示を除いた事項を以下の問に従って記載しなさい。

- 問1 平成30年3月26日に申請したもののうち、所有権に関する申請情報を第1欄に記載しなさい。
- 問2 平成30年9月28日に申請した申請情報を第2欄に記載しなさい。なお、平成30年3月26日に申請することができる登記はすべて適法に申請されているものとする。
- 問3 事実関係のうち登記申請することができない事項がある場合は、登記申請することができない事実関係の番号及びその理由を第3欄に記載しなさい。

(登記記録の記録)

表題部 (省略)

権利部 甲区

1番 (省略)

2番 所有権移転

平成26年8月3日相続

所有者 A

乙区

1番 根抵当権設定

原因 平成28年3月30日設定

極度額 金1億円

債権の範囲 売買取引

債務者 A

根抵当権者 株式会社X銀行

2番 根抵当権設定

原因 平成29年4月14日設定

極度額 金5,000万円

債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権

債務者 A B

根抵当権者 Yファイナンス株式会社

(事実関係)

- 1 平成30年2月15日、Aは死亡した。Aの死亡時、Aには妻B、子Cがいた。
- 2 Cは、平成11年12月25日生まれである。
- 3 平成30年3月3日、Aの共同相続人間でCが甲土地を単独で取得する旨の遺産分割協議が適法に成立した。
- 4 平成30年9月20日、1番根抵当権者株式会社X銀行は株式会社Z銀行に当該根抵当権を分割譲渡した。
- 5 平成30年9月25日、甲土地の所有者と2番根抵当権者Yファイナンス株式会社は、当該根抵当権の債権の範囲を「銀行取引」に変更する旨を合意した。

(注意事項)

- 1 登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までにそれぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ているものとする。
- 2 事実関係3に関するCの法律行為について、代理人の選任が必要な場合は、適法に選任されており、その登記の申請も、当該代理人がCに代わって行うものとする。事実関係5については、BがCに代わってその登記を申請するものとする。
- 3 甲土地の課税価格は金1,200万9,399円である。
- 4 登記原因証明情報以外の添付情報については、具体的な内容を括弧書きで記載するものとする。
- 5 会社法人等番号については、記載することを要しない。
- 6 第1欄及び第2欄に、登記すべき申請情報がない場合、各欄に「申請不要」と記載すること。
- 7 登記申請することができない事項がないと判断した場合、第3欄に「なし」と記載すること。